

特定解体工事元請業者が特定解体工事発注者に交付する書面に記載する事項を定める省令の一部を改正する省令（令和元年経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）

改 正 後	改 正 前
<p>(用語)            第一条 (略)            (削る)</p> <p>(特定解体工事元請業者が特定解体工事発注者に交付する書面に記載する事項)            第二条 法第四十二条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。            一～三 (略)            四 <u>解体工事</u>の名称及び場所            五 (略)</p> <p>(書面又はその写しの保存期間)  <u>第三条</u> 法第四十二条第一項及び第三項の主務省令で定める期間は、三年とする。</p>	<p>(用語)            第一条 (略)  <u>2</u> この省令において「特定解体工事」とは、建築物その他の工作物（当該建築物その他の工作物に第一種特定製品が設置されていないことが明らかなものを除く。）の全部又は一部を解体する建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）をいう。</p> <p>(特定解体工事元請業者が特定解体工事発注者に交付する書面に記載する事項)            第二条 法第四十二条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。            一～三 (略)            四 <u>特定解体工事</u>の名称及び場所            五 (略)</p> <p>(新設)</p>